

平成25年2月秋田市議会定例会追加提出案件目次

番 号	件 名
85	秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例の一部を改正する件

議案第85号

秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例の一部を改正する件

秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例の一部を改正する条例

秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例（昭和39年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。